

東武バスウエスト株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和5年4月27日（木） 10：30～11：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<東武バスウエスト株式会社>

金井取締役社長 ほか

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、浅井、宮田、本間、廣井、堤、山本

4. 議事概要

- 東武バスウエスト株式会社（以下「東武バスウエスト」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に関し、東武バスウエストから申請概要や申請に至った経緯等について、説明した。
- 続けて、各委員から、東武バスウエストに対して、①運賃改定申請を必要とする理由及び今後の環境配慮への具体的な取組、②新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響を考慮した需要見通しの確実性及びそれが大きく下振れた場合の経営上の対応策、③従業員確保の具体的な取組及びDXによる運転者の職場環境改善の取組、④利用者への還元（増収分の使途、サービス向上や安全輸送に関する投資計画）、⑤実施運賃の考え方及び利用者への周知方法、⑥自治体との関係（路線の維持や地域にふさわしいモビリティの確保）について、質問した。
- これに対し、東武バスウエストからは、
  - ① 運賃改定が必要となった背景は、令和6年4月の改正改善基準告示に伴う運転士のさらなる増員、燃料費をはじめとした物価上昇、設備投資の増加等である。また、環境配慮への取り組みは、環境に配慮したバス車両の導入のほか、脱炭素化に向けた燃料電池バスやEVバスによる運行の諸課題の検証等を進めている。
  - ② 需要見通しは、コロナ前の3年間の実績から様々な特殊要因を排除し需要変動

傾向を算出しており、直近実績の回復状況も推計どおりであるため、今回の推計方法に確実性はあると考えている。また、需要見通しが大きく下振れた場合には、先送りできる設備投資とそうでないものを見極めながら、車両使用年数の延長、導入台数の抑制等の対応が必要になると考えている。

- ③ 従業員の確保は、初任給をはじめとした処遇改善を検討するとともに、運転士の採用募集地域の拡大と併せた転居支援の充実等を実施する。また、DXは、今後の検討課題として、デジタコデータを活用した乗務日誌の自動化やデジタル乗車券等の自動判定等により、運転士の業務軽減を図りたいと考えている。
- ④ サービス向上策としては、デジタル案内板の導入、バスロケーションシステムの代替のほか、スマートバス停の導入も検討している。また、安全輸送に関する投資計画は、EDSS（ドライバー異常検知システム）を搭載した新車を、令和5年度以降の毎年度に一定台数を導入する計画である。
- ⑤ 実施運賃は、利用者のご負担や社会的影響を踏まえて設定することとしている。当面は企業努力により上限運賃までの再値上げは想定していないが、今後のバス事業を取り巻く環境変化等により安全運行を安定的に継続できない場合には、やむを得ず値上げを判断せざるを得ないと考えている。また、周知については、プレスリリース、ホームページ、ポスター等により実施しているが、引き続き利用者のさらなる理解を得るための周知を実施していく考えである。
- ⑥ 各沿線自治体とは、地域公共交通会議を通じて、自主運行路線だけではなくコミュニティバス路線も含めて、地域住民の移動を支える交通網の維持やモビリティを検討しながら、持続可能な公共交通のあり方について議論をしている。引き続き、自治体と連携しながら、地域の実情に応じた移動手段の提供を継続していく考えである。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

- ⑦ 車両の使用年数はどのくらいなのか。
- ⑧ 運転者の平均勤続年数は10.1年と他社よりも若干短い。退職理由として、給与以外で大きな要因は何か。
- ⑨ 改正改善基準告示の対応について、今年度末で何名ぐらい運転者が不足すると見通しているのか。
- ⑩ 過去3年間の事故発生件数0件に関連して、運転者の健康に関する取り組みはあるのか。

○ これに対し、東武バスウエストからは、

- ⑦ 以前の車両の使用年数は12年～13年であったが、コロナ禍で経営が非常に厳しくなっていることから、現在は14年～15年に延長している。
- ⑧ 運転士の要員不足のため、一部で希望どおりの休暇取得ができていないことが挙げられる。

- ⑨ 要員不足は非常に大きな問題であり、現在の輸送力を維持するためには10%程の運転士が不足し、現状5%の不足とあわせて、来年春には15%程不足すると見込んでいる。
- ⑩ 年2回の定期健康診断、定期的な脳MRI検査、人間ドッグ受診の補助等の取り組みを実施している。運転士の体調不良は車両事故に繋がるため、検診結果による異常や本人からの申告があれば直ぐに下車勤務させて、医師の診断を仰ぐこととし、異常がないことを確認した上、乗務させる対応としている。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。